

令和 4 年度以降の成人式について

【経緯】

成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる改正民法が、令和 4 年 4 月 1 日に施行される。成人式の開催時期や式典の方針に関しては、各自治体の判断で行われており、法律による決まりごとはないが、各自治体において民法改正後の成人式の在り方について、対応が求められている。

【他市の状況について】

全国で、令和 4 年度以降の成人式は現行通り 20 歳を対象とする発表がされている。

- ・ 20 歳を成人式対象とした東海地方の市町

愛知県 豊田市、豊川市、日進市、岡崎市、安城市、西尾市、知多市、東海市 など

岐阜県 岐阜市、山県市、海津市、土岐市

静岡県 静岡市、沼津市、焼津市

三重県 津市、松阪市、鳥羽市、四日市市

- ・ 18 歳を成人式対象とした東海地方の市町

三重県 伊賀市

また、内閣府が実施した「成年年齢の引下げに関する世論調査」の「成人式は何歳の人を対象に実施するのがよいと思うか」という質問では、71.9%が 20 歳と回答。日本財団が 18 歳を対象に行った意識調査でも、74.0%が 20 歳での実施を希望する回答があった。

【亀山市の対応について】

亀山市では「亀山市成人式」の名称で、毎年、亀山市文化会館大ホールにおいて、新成人で組織される成人式実行委員会との協働のもと執り行っている。

令和 4 年度以降の成人式については、これまで通り、**20 歳を対象に**成人を祝う式典を執り行いたい。また、式典の名称については「**亀山市二十歳の集い**」と改めたい。

理由は以下のとおり。

- ①成年になる 18 歳で成人式を実施する場合、進学や就職など進路選択の大事な時期と重なることから、教育的配慮が必要であるため。
- ②内閣府が実施した「成年年齢の引き下げに関する世論調査」の結果を踏まえ、20 歳での式典開催を望む意見が 70%を超えているため。